

元 会 監 第 122 号

令和元年 8 月 6 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率の審査意見書について

会津若松市監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の対象

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第 10 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

第 4 審査の主な実施内容

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第 5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所会議室

審査日程 令和元年 7 月 10 日から令和元年 8 月 6 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に定める健全化判断比率

(単位：%)

項 目	本市の数値		法に定める基準 (平成 30 年度)	
	平成 30 年度 決算	平成 29 年度 決算	早期健全化基 準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.89	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.89	30.00
実質公債費比率	6.2	7.3	25.0	35.0
将来負担比率	28.0	31.7	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成 30 年度 決算	平成 29 年度 決算	経営健全化基 準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市湊町簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市西田面簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市下水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市個別生活排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」で表示される。

第 7 審査の意見

健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定を必要とする状態にはない。

本市では、健全化判断比率等の公表が始まった平成 20 年度（平成 19 年度決算）以降、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においてプラスの数値が生じたことはない。また、実質公債費比率及び将来負担比率においても早期健全化基準以上の数値が生じたことはない。

平成 17 年度決算で実質公債費比率が 18%以上になったことから、実質公債費比率低減のため「公債費負担適正化計画」を策定した。毎年度の市債の新規発行額を元金償還額以下に抑えることにより市債残高の低減を図る取組を始めた。平成 22 年度決算で実質公債費比率が 18%を下回り、「公債費負担適正化計画」の策定義務の対象からは外れたが、その後も引き続き市債残高の低減に努めてきた。

計画的な取組の結果、平成 30 年度決算で実質公債費比率が 6.2%となり、初めて健全化判断比率等を公表した平成 19 年度決算の 19.1%から 12.9 ポイント改善している。

将来負担比率についても、平成 30 年度決算で 28.0%となり、平成 19 年度決算の 149.5%から 121.5 ポイント減少し、大幅な改善が見られる。

こうした中、市債の元金償還額が低減していることもあり、市は、必要

な公共投資と健全な財政運営の両立を図ることを目的として、平成30年度に市債管理の方法の見直しを行った。平成30年度から令和3年度までの4年間の合計で、普通会計（一般会計及び扇町土地区画整理事業特別会計）において、臨時財政対策債を除く市債の新規発行額を元金償還額以下に抑えるというものである。

今後は、本庁舎の整備や県立病院跡地の利活用などの大きな事業が計画されている。また、会津若松地方広域市町村圏整備組合における廃棄物処理に関する中間処理施設の更新や新たな最終処分場の整備に係る費用負担も課題となっている。

大きな事業を進めていく過程で、多額の市債の発行等が必要となることも考えられる。事業費の財源となる市債の発行や債務負担行為の設定に当たっては、内容を十分精査し、将来に過度の負担が生じることのないよう十分注意されたい。

併せて、今後とも、健全化判断比率及び資金不足比率を始め各種財政分析指標の水準及び動向に留意し、健全な財政運営、企業経営が維持されるよう求めるものである。

以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

ア 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象に算定するものであり、ここで生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。平成30年度の決算では平成29年度と同様、実質収支額が黒字であるため実質赤字額はなかった。実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の11.89%を下回っており、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、市の全会計（一般会計及び水道事業会計を含む全特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものである。平成30年度の決算では、全ての会計が実質黒字（又は資金剰余）となっており、それらを合算した結果、平成29年度と同様、連結実質赤字額はなかった。連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の16.89%を下回っており、本市財政の健全化に問題は生じていない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、市の借入金に係る当該年度の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。その値は3か年の平均値である。平成30年度のそれは6.2%となっており、平成29年度の7.3%と比較すると1.1ポイント改善した。これは、比率の算定要素である地方債の「繰上償還額等を除く元利償還金の額」や土地開発公社償還金である「公債費に準ずる債務負担行為に

係るもの」が減少したことが主な要因である。早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、市の現在抱える負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。平成 30 年度のそれは 28.0%となっており、平成 29 年度の 31.7%と比較すると 3.7 ポイント改善した。これは、比率の算定要素である一般会計等の「地方債の現在高」などが増加したものの、前記イ表に掲げられた特別会計の起債で返済時に一般会計での負担が見込まれる「公営企業債等繰入見込額」や、平成 30 年度末時点での全職員の退職を想定し算出した「退職手当負担見込額」の減少による。また、財政調整基金など起債の返済に充てることのできる「充当可能基金」が増加したことも主な要因である。早期健全化基準の 35.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

イ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計（前記イ表に掲げられた特別会計）ごとに、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。平成 30 年度は、全ての会計において資金不足額が生じることはなかった。資金不足比率はマイナスとなっており、経営健全化基準の 20.0%を下回っており、良好な経営がなされている。